

労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」の内容に規定され「フォークリフト運転業務従事者等」に対しての安全衛生教育の実施が、厚生労働省より教育方針が示されました。



フォークリフト作業が危険な業務と示されております

フォークリフトに関する主な法令 【労働安全衛生規則】	対策項目			具体的方法		関連する事例
	設定	教育	管理	ソフト面	ハード面	
<p>◆（制限速度） 第151条の5</p> <p>事業者は、車両系荷役運搬機械等（最高速度が毎時10km以下のものを除く。）を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系荷役運搬機械等の<u>適正な制限速度を定め</u>、それにより作業を行わなければならない。（略）</p>	◎	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・構内速度の設定をする ・安全パトロールでの指導 ・屋内・外で速度を別ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○:車両での速度制限 ○:スピード警告装置 △:タイヤに十字マーク 	<p>[業種] 土木工事業 [事業場規模] 5～15人</p> <p>フォークリフトで荷役作業を終えた後、フォークリフトの駐車場に向かった。前進走行最高速度近くで走行しており、駐車場の手前でブレーキをかけながら右にハンドルを切ったとき、フォークリフトが転倒した。</p>
<p>◆（接触の防止） 第151条の7</p> <p>事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に<u>労働者を立ち入らせてはならない</u>。（略）</p>	◎	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> ・危険エリアの設定 ・歩行帯とリフト走行帯を別に設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○:前進・後進チャイム ○:メロディホーン ○:接近警報システム ○:ラインライト △:ICタグ式接近警報 △:バックアイシステム 	<p>[業種] 運送業 [事業場規模] 30～99人</p> <p>駅構内において、フォークリフトでバック走行していた運送会社作業員が、進路上にいた通行者に気付かず、その通行者をフォークリフトでひいてしまった。</p>
<p>◆（立入禁止） 第151条の9</p> <p>事業者は、車両系荷役運搬機械等（構造上、フォーク、シヨベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。）については、そのフォーク、シヨベル、アーム等又はこれらにより支持されている<u>荷の下に労働者を立ち入らせてはならない</u>。（略）</p>	◎	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> ・荷の下には入らないというルールを作り周知する ・作業内容の変更 ・荷の積み方の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ○:立入禁止エリアを柵で囲う △:立入禁止エリアを虎テープで分かるようにする △:フォーク水平ランプ 	<p>[業種] 製品製造業 [事業場規模] 30～99人</p> <p>フォークリフトでプレスを移動中、フォークを数cm上昇させたとき、プレスの重量でさやがたわんだので、水平に戻そうとして、マストを傾けたところ、プレスが倒れ、作業者が下敷きになった。</p>
<p>◆（運転位置から離れる場合の措置） 第151条の11</p> <p>事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。</p> <p>1 フォーク、シヨベル等の荷役装置を<u>最低降下位置に置くこと</u>。</p> <p>2 <u>原動機を止め</u>、かつ、停止の状態を保持するための<u>ブレーキを確実にかける</u>等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。（略）</p>	◎	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> ・車両から離れる時のルールを作り周知する ・エンジンを必ず切る ・エンジンキーを抜く 	<ul style="list-style-type: none"> ○:輪止めの設置 ○:停車時ルールをプレートにして車両へ貼り付ける 	<p>[業種] 陸上貨物取扱業 [事業場規模] 不明</p> <p>テープ製造工場で、労働者は廃棄物を入れたロールボックスパレットをフォークリフトで運び、高さ1.5mのコンテナの上にパレットを載せ、コンテナの縁に上り廃棄物を投入していた。労働者はパレットごと転落し死亡した。フォークリフトのフォーク部分を最低降下位置に降ろしていなかった。</p>
<p>◆（主たる用途以外の使用の制限） 第151条の14</p> <p>事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の<u>主たる用途以外に使用してはならない</u>。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。（略）</p>	◎	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> ・安全講習会で用途外にあたる内容を紹介する ・用途以外に使用した事があるか聞き、使用しないように指導をする 	<ul style="list-style-type: none"> ○:用途にあったアタッチメント等を準備する ○:ドライブレコーダー 	<p>[業種] 陸上貨物取扱業 [事業場規模] 30～99人</p> <p>フォークリフトに2枚のパレットを積んで、コンテナへ追加の荷物を入れようとするパレットの上に作業者が乗り込んだ。フォークを高さ2m50cmまで上昇させ、前進したときに、作業者がパレット上から墜落した。</p>